

熊本県告示第137号

熊本県産業廃棄物指導要綱を次のように定める。

令和元年7月2日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県産業廃棄物指導要綱

熊本県産業廃棄物指導要綱（平成5年熊本県告示第388号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第2条）

第2章 適正処理の推進（第3条―第6条）

第3章 県外産業廃棄物の搬入（第7条―第11）

第4章 施設の適正設置指導（第12条―第24条）

第5章 雑則（第25条―第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）、熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年熊本県規則第51号。以下「細則」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号）に定められた許可、適正な処理等に係る基準及び指導に関する規定についての具体的な県の事務取扱の運用基準並びに廃掃法の処理基準等違反の未然防止のために県において取り組む事項の運用指針を定めるものとする。

（この要綱の運用及び用語の定義）

第2条 この要綱の運用において、廃掃法、自動車リサイクル法等法令が定める基準に適合することが客観的かつ明確である場合はこの要綱は適用しない。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 産業廃棄物 廃掃法第2条第4項に規定する産業廃棄物並びに自動車リサイクル

法第2条第2項に規定する使用済自動車、同条第3項に規定する解体自動車及び同条第4項に規定する特定再資源化物品をいう。

- (2) 特別管理産業廃棄物 廃掃法第2条第5項に規定する産業廃棄物をいう。以下、産業廃棄物に特別管理産業廃棄物が含まれるものとする。
- (3) 安定型産業廃棄物 廃掃法政令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに規定する産業廃棄物をいう。
- (4) 排出事業者 事業(産業廃棄物の処理に係る事業を含む。)活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者をいう。
- (5) 処理業者 知事又は市長の許可を受けて、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者又はこれらを業として行おうとする者をいう。
- (6) 処理 産業廃棄物の保管、収集、運搬、処分等を行うことをいう。
- (7) 処分 産業廃棄物の中間処理又は最終処分をいう。
- (8) 中間処理 産業廃棄物の再生利用、減量化、中和、無害化等中間的な処分を行うことをいう。
- (9) 最終処分 産業廃棄物を埋立処分することをいう。
- (10) 産業廃棄物処理施設 廃掃法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- (11) 産業廃棄物の処理の用に供する施設 前号に規定する産業廃棄物処理施設を含み、運搬車両及び運搬容器を除き、積替え保管施設を含む産業廃棄物の処理に係るすべての施設をいう。
- (12) 最終処分場 廃掃法政令第7条第14号に規定する施設をいう。
- (13) 中間処理施設 産業廃棄物を中間処理する施設をいう。
- (14) 排出事業場 工場その他の事業活動に伴い産業廃棄物を排出する施設及び工事現場をいう。
- (15) 県外排出事業者 熊本県の区域外に排出事業場を有する排出事業者をいう。
- (16) 県外産業廃棄物 熊本県の区域外で発生した産業廃棄物をいう。
- (17) マニフェスト 廃掃法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票をいう。

第2章 適正処理の推進

(処理業の許可等に関する基準)

第3条 産業廃棄物処理業の許可及び変更許可の申請並びに細則第8条第1項の申請及び細則第14条第1項の登録に関する基準(以下「処理業の許可等に関する基準」という。)は、別に定める。

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準)

第4条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理(閉鎖後の最終処分場の維持管理

を含む。)及び収集、運搬における維持管理に関する基準(以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準」という。)は、別に定める。

(水銀廃棄物の適正処理)

第5条 県は、地球規模の取組により人為的な水銀汚染の防止を目指した水銀に関する水俣条約の締結により、廃掃法において追加された水銀及び水銀を含む廃棄物の適正処理に関する基準並びに熊本県水銀含有廃棄物の安全かつ効率的な処理方法に関する検討会による提言書を踏まえ、処理業者が水銀及び水銀を含む廃棄物を処理するに当たり、廃掃法に基づく基準を遵守するために必要となる具体的な基準を定め、遵守するよう求めるものとする。

2 前項の基準は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準及び第23条に規定する廃掃法等法令を遵守するために必要とする基準において定める。

(マニフェストの使用に関する基準等)

第6条 産業廃棄物の処分を受託した処分業者が、当該処分を終了したとき、又は再生利用したときは、当該処分業者に対し、当該処分又は再生利用に係るマニフェストの熊本県への送付票(以下「K票」という。)を、処分又は再生利用が終了した月の翌月10日までに知事に提出するよう求めるものとする。

2 マニフェストの使用に関する基準は、別に定める。

第3章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議等)

第7条 県外排出事業者が、県外産業廃棄物を県の区域内(熊本市を除く。)において処分するために搬入しようとする場合、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者から、県外排出事業場又は処分する産業廃棄物の処理の用に供する施設ごとに、県外産業廃棄物搬入事前協議書(別記第1号様式。以下「協議書」という。)により協議を受けるものとする。ただし、県内への年度間(4月1日から翌年の3月31日までの1年間)の搬入量が500トン未満の県外排出事業者、廃掃法第15条の4の3に基づく広域的処理についての認定を受けた者の当該認定に係る施設で処理する県外排出事業者、廃掃法第20条の2に基づく再生事業者登録を行っている者の当該登録に係る事業の用に供する再生処理施設で処理する県外排出事業者及び細則第8条に規定する再生利用個別指定業者の当該指定に係る事業の用に供する再生利用施設で処理する県外排出事業者は、この限りでない。

2 前項の場合において、処分業の許可を有する優良認定業者(廃掃法政令第6条の11第2号の基準に適合すると認められた者)に処分を委託するときは、県外排出事業者は、前項の協議書に代えて、事前に県外産業廃棄物搬入届出書(別記第2号様式。以下「搬入届出書」という。)を提出できるものとする。

3 第1項の協議書及び前項の搬入届出書には、次の各号に掲げる書類の添付を求めるものとする。

- (1) 当該排出事業場の業務概要を記載した書類
- (2) 製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び産業廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等
- (3) 搬入方法及び搬入経路を記載した書類並びに搬入経路を記入した地図
- (4) 委託処理の場合は、当該排出事業者と委託を予定している処理業者の委託契約書案
- (5) 産業廃棄物、運搬容器及び運搬車両のカラー写真
- (6) 搬入する産業廃棄物の分析証明書（有害物質等の含有又は溶出試験結果で、事前協議書を提出しようとする日前60日以内に検査を実施したものに限る。）
- (7) 委託処理の場合は、委託を予定している処理業者の許可証等の写し
- (8) 処分を予定している処理業者が作成した産業廃棄物の処分計画書（別記第3号様式）
- (9) 県外産業廃棄物が中間処理されたものである場合は、当該産業廃棄物の性状及び成分を明確にし、適正処理を確認した旨を記載した書類（別記第4号様式）
- (10) 県外産業廃棄物が中間処理された特別管理産業廃棄物である場合は、当該中間処理に係る廃棄物の種類、量、処理を委託した排出事業者の氏名及び名称並びに当該廃棄物に係る製造工程図（使用原材料が分かるもの）及び廃棄物の排出工程図又はこれらに類する図書等（協議書の審査等）

第8条 知事は、前条第1項に規定する協議書の提出があった場合は、次項の規定に該当する場合を除き、協議のあった日から起算して20日以内に、1年を超えない有効期間を定めた県外産業廃棄物搬入事前協議終了通知書（別記第5号様式。以下「協議終了通知書」という。）を当該県外排出事業者に交付するものとする。

2 知事は、協議書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、搬入の中止又は協議書の内容の変更を当該県外排出事業者に要請するものとする。

- (1) 処理業者の積替え保管施設又は保管施設を経由して、搬入される産業廃棄物であるとき。
- (2) 廃掃法第15条の2の7の規定による改善命令等、廃掃法第19条の3の規定による改善命令又は廃掃法第19条の4若しくは第19条の5の規定による措置命令を受けている産業廃棄物の処理の用に供する施設において処分しようとするとき。
- (3) 搬入先の処理施設において、次に掲げる施設の区分に応じ、当該区分に定める量を超えて、県外産業廃棄物を処理することとなるとき。

ア 最終処分場 当該年度の埋立処分計画量の30パーセントに相当する量

イ 中間処理施設 当該施設の1日当たりの処理能力に、当該施設が年間に稼働するとされている日数を乗じて得た量の30パーセントに相当する量

- (4) 委託契約書案の内容が適正でないと認められるとき。
- (5) 産業廃棄物の処理が法令等に基づく基準に適合していないとき。
- (6) 適正処理の確認に不備があるとき。
- (7) その他生活環境の保全上支障があると認められるとき。

3 知事は、審査に際し、必要があると認める場合は、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する市町村長の意見を聴くことができる。

(搬入届出書の受理等)

第9条 知事は、搬入届出書の受理に際し、前条第2項各号の要件への対応が適切に行われることを確認する。

2 搬入届出書の有効期限は設けないものとする。ただし、県外産業廃棄物の搬入が、前条第2項各号の各要件及び第10条第1項第4号の要件を満たさないことが確認された場合、知事は、搬入届出書に代えて、県外排出事業者と第7条の協議を行う。

(県外産業廃棄物の搬入等)

第10条 知事は、県外産業廃棄物の搬入に際し、県外排出事業者及び処理業者により、次の各号による事務が適切に行われるかを確認する。

- (1) 協議終了通知書の交付を受けた後に、自ら又は委託して、県外産業廃棄物の搬入を行うこと。
- (2) 県外産業廃棄物の搬入を県外排出事業者が処理業者に委託するときは、協議終了通知書の写しを処理業者に交付すること。
- (3) 処理業者は、県外排出事業者から協議終了通知書の写しの交付を受けるとともに、県外排出事業者と産業廃棄物の処分に係る委託契約を締結した後に、県外産業廃棄物の搬入を行うこと。
- (4) 県外排出事業者自ら又は委託して県外産業廃棄物を搬入する場合は、マニフェストを適正に使用し、処分終了後速やかにマニフェストの「K票」を知事に提出すること。

2 前3条及び前項の規定は、県外排出事業者が、協議終了通知書の交付を受けた場合又は搬入届出書の受理後に、協議書若しくは搬入届出書の内容を変更しようとする場合に準用する。

(県外産業廃棄物処理実績の報告)

第11条 知事は、協議終了通知書の交付を受け、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、その年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況を記載した県外産

業廃棄物処理実績報告書（別記第6号様式）を、翌年度の6月30日までに提出することを求めるものとする。

- 2 知事は、搬入届出書を提出し、県外産業廃棄物の処分を行った県外排出事業者に対し、処分を行った年度における当該県外産業廃棄物の処分の状況に加えて、翌年度の処理予定量を記載した県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書（別記第7号様式）を、翌年度の6月30日までに提出することを求めるものとする。この場合において、知事は、当該処分に係る搬入届出書の写しの添付を併せて求めるものとする。

第4章 施設の適正設置指導

（産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準）

第12条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準（以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準」という。）は、別に定める。

（施設設置の事前協議）

第13条 次の各号に掲げる施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）から、事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式。以下「事業概要書」という。）により、知事は協議を受けるものとする。この場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可申請、産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）若しくは変更届出のいずれかが必要な施設又は自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の許可申請、破砕業の変更許可申請若しくは変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議（以下、本章において施設の設置、変更、譲受け、借受け及び転用に係る法令の許可申請、届出前に行う県と事業者の事前の協議を「事前協議」という。）を受けるものとする。

(1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設（次のアからウまでに掲げるものを除く。）

ア 産業廃棄物の処理を業として行わない事業者が自らの事業により生ずる産業廃棄物のみを処理するために当該事業場内に設置するもの

イ 入替に伴う当該施設の処理能力の増加が当初設置時と比較して10パーセント未満のもの。ただし、入替により生活環境への負荷を増大させることが予想される等、知事が事前協議を必要と認める入替を除く。

ウ 産業廃棄物処理施設である移動式破砕施設のうち、廃掃法政令第7条第8号の2における木くず、がれきの破砕施設

(2) 前号以外の施設で知事が必要と認めるもの

- 2 設置者が前項の協議を行う前に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の手続を終了した場合は、この協議を行ったものとみなす。

- 3 知事は、第1項の事業概要書の提出があった場合は、当該事業概要書の写しを、当該

施設の設置場所を管轄する市町村長及び知事が事業概要書の写しを送付することが適当であると認めた市町村長（以下これらを「関係市町村長」という。）に送付するものとする。

- 4 前項の規定により事業概要書の写しの送付を受けた関係市町村長は、必要に応じて、事業概要書の内容について周知の必要があると認めた地域に周知することができる。

（施設変更の事前協議）

第14条 前条第1項各号に掲げる施設の設置者が、当該施設について次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、知事は、施設変更に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式「事業概要書」）により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る変更の場合は、この限りではない。

- (1) 当該施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量。以下同じ。）（当初設置時と比較して、10パーセント未満の増大を除く。）

- (2) 当該施設の位置、構造等の設置及び維持管理に関する計画（環境への負荷を増大させないことが予想される変更を除く。）

- 2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業及び破碎業の変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

- 3 前条第2項から第4項までの規定は、設置者が第1項の協議を行う場合について準用する。

（施設譲受け等の事前協議）

第15条 既存の施設を譲り受け、又は借り受け（合併若しくは分割又は相続による譲受けその他知事が別に定める場合を除く。以下「譲受け等」という。）して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設の利用に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式「事業概要書」）により、協議を受けるものとする。ただし、産業廃棄物処理施設に係る譲受け等を除く。

- 2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）及び変更届出のいずれかが必要な施設並びに自動車リサイクル法に基づく解体業、破碎業の許可申請、破碎業の変更許可申請及び変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

- 3 第13条第3項及び第4項の規定は、譲受者等が第1項の協議を行う場合について準用する。

（施設転用の事前協議）

第16条 既存の廃棄物の処理の用に供する施設で自らの事業（廃棄物の処理の事業を含む。）により生ずる廃棄物のみを処理しているものを転用して、産業廃棄物の処理の業の用に供しようとする場合は、知事は、当該施設についての転用に係る事業計画の概要を記載した書類（別記第8号様式「事業概要書」）により、協議を受けるものとする。

2 前項の場合において、廃掃法に基づく産業廃棄物処理業の許可申請（変更許可申請を含む。）又は変更届出のいずれかが必要な施設については、当該申請又は届出の前に協議を受けるものとする。

3 第13条第3項及び第4項の規定は、施設転用者が第1項の協議を行う場合について準用する。

（事業計画書の提出等）

第17条 第13条から前条までのいずれかの規定により事業計画の概要を記載した書類の提出を行った者（以下「事前協議者」という。）は、事業概要書提出から6月以内に、当該事業計画を記載した書類を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項の事業計画を記載した書類は、事業計画書申請書（別記第9号様式「事業計画書」）に、別表1に掲げる書類及び図面を添付したものとする。ただし、第13条から前条までのいずれかの協議を終了した施設について、再度これらの規定による協議を行う必要が生じた場合は、知事が必要でないとする書類及び図面を省略することができる。

（優良認定業者の事前協議）

第18条 処分業の許可を有する優良認定業者については、第13条から前条までの規定にかかわらず、次の各号の手続を行うことができる。なお、事前協議の対象が、廃掃法における積替え保管施設の場合は、収集運搬業の許可を有する優良認定業者（廃掃法政令第6条の9第2号の基準に適合すると認められた者）が以下の手続を行うことができる。

(1) 産業廃棄物の処理の用に供する施設（産業廃棄物処理施設を除く。）

ア 施設の変更または現に廃掃法における処分業を行っている事業地（以下「既存事業地」という。）における新規施設の設置を行う場合は、第13条及び第14条の事業概要書の提出を省略し、前条第2項の事業計画書を提出する（以下、この手続を「優良用事前協議」という。）ことができる。

なお、既存の施設と同じ処分を行う施設を同一の既存事業地に追加設置する場合で次の(ア)及び(イ)に該当しないときは、事前協議を省略できる。

(ア) 設置予定事業地での施設能力が10パーセント以上増大する追加設置

(イ) 生活環境への負荷を増大させることが予想される追加設置

イ 施設の譲受け等の場合は、優良用事前協議を実施することができる。

ウ 施設の処理業への転用の場合は、事前協議を省略することができる。ただし、既

存事業地以外での転用は事前協議を実施するものとする。

(2) 産業廃棄物処理施設

ア 既存事業地に施設を設置する場合は、優良用事前協議を実施することができる。

なお、第21条第1項の規定による関係市町村長の意見等により、周辺住民との紛争が予見される場合は、第20条第2号に基づき同条第1号に定める手続を行うことができるものとする。

イ 移動式破碎施設は事前協議を省略できる。

ウ 施設の処理業用への転用の場合は、事前協議を省略することができる。ただし、既存事業地以外での転用は事前協議を実施の上、第20条第1号に定める手続を行うものとする。

(事前協議を実施しない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続)

第19条 第13条から前条までの規定において、産業廃棄物の処理の業の用に供する施設について事前協議を行わない場合の廃掃法の許可申請及び届出の手続は、次の各号のとおりとする。ただし、産業廃棄物処理施設を除く施設において、第13条第1項第1号イに該当する施設の入替、第14条第1項各号に該当しない施設の変更及び前条第1号ア(ア)及び(イ)に該当しない施設の追加は除く。

(1) 廃掃法における産業廃棄物処理業(変更)許可が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のアからエまでによる手続を行う。

ア 産業廃棄物処理業(変更)許可申請の際、第3条で別に定める処理業の許可等に関する基準における添付書類・図面に加えて、別表1に掲げる番号4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で申請書を提出することを求めるものとする。廃掃法の法令規則への適合に関して、要綱に基づく運用基準(産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)上の審査を行う。

イ 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意見を聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求める(移動式施設を除く。)。設置者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該許可申請の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。

ウ 許可の際には、申請書内容及びイの意見、見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討の上、廃掃法第14条第1項の許可への生活環境上の条件(許可における生活環境の保全上必要な条件)を付すかを判断する。

エ 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知する

ものとする。

(2) 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可（設置・変更・譲受け（借受け））が必要な場合は、次のアからエまでによる手続を行う。

ア 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け（借受け）の許可申請の段階で、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査を行う。なお、審査のため、別表1番号13の書類の提出を求めるものとし、譲受け（借受け）の許可申請においては別表1番号14の書類の提出を別に求めるものとする。

イ 関係市町村に、申請書における事業内容を説明する書類の写しを送付の上で、意見を聴取し、当該意見に対する事業者の見解の提出を求める（移動式施設を除く。）。設置者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該許可申請の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。

ウ 許可に当たっては、申請書の内容及びイの意見、見解を踏まえて、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを検討する。更に、施設設置及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討するとともに、許可に廃掃法第15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。

なお、産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、イの意見、見解及びウにおける検討結果を踏まえて、産業廃棄物処理業（変更）許可に廃掃法第14条第1項の生活環境上の条件を付すかを判断する。

エ 審査結果については、イの事業者見解書写しを添付の上、関係市町村に通知するものとする。

(3) 廃掃法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、(2)の場合を除き、次のア及びイの審査等を行う。

ア 変更届出の際に、廃掃法で規定された書類及び図面に加えて、別表1番号1、4、6、9、10、13、14の書類及び図面を添付した上で届出書を提出することを求める。知事は、廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査を行い、廃掃法の処理基準上問題がないかを確認するものとする。

イ 届出受理後は、関係市町村長に、変更届出の内容について通知するものとする。

(手続)

第20条 第17条に基づく事業計画書の提出を行った者（以下「事業計画書提出者」という。）は、次に規定する手続を行うものとする。

- (1) 第13条及び第16条の協議で、当該協議に係る施設（移動式のものを除く。）が産業廃棄物処理施設である場合及び第18条第2号ウにおける既存事業地以外での転用の場合は、知事が別に定める熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱（以下「紛争要綱」という。）の手続。
- (2) 第18条第2号アにより、周辺住民との紛争が予見される場合は、第1号における紛争要綱第4条第3項以降の手続を行うことができるものとする。
- (3) 前2号による紛争要綱の手続に該当しない場合は、次条及び第22条に定める手続。

(協議等)

第21条 知事は、事業計画書提出者からの協議が前条第1号に該当しない場合で、当該事業計画書の内容が適当であると認めるときは、関係市町村長に当該事業計画書の写しを送付して、期間を定めて生活環境保全上の見地から意見を求めるものとする（移動式施設を除く。）。この場合において、第18条第2号アに該当する施設設置に関し意見を求めるときは、紛争要綱の手続の必要性も含めて意見を求めるものとする。

- 2 事業計画書提出者は、知事又は関係市町村長から関係市町村長に当該事業計画書の内容について説明するよう求められた場合は、これに協力するものとする。
- 3 事業計画書提出者は、関係市町村長の意見に対する対応等を記載した見解書を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、必要に応じて事業計画書の内容の変更等を当該事業計画書提出者に指示することができる。
- 5 事業計画書提出者は、提出した事業計画書において、第1項の意見を求めた後に、次の各号に掲げる事項の変更をしようとする場合は、事業計画変更届出書（別記第10号様式）を、知事に提出するものとする。
 - (1) 当該施設の処理能力が10パーセント以上増大する変更
 - (2) 当該施設の処理方式の変更
 - (3) 処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）に係る変更（排ガス又は排水の量の変更においては増大する場合に限る。）
 - (4) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値の変更（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）

- (5) 排ガスの性状及び放流水の水質等の測定頻度に関する事項の変更（当該変更によって頻度が高くなるもののみを行う場合を除く。）
- (6) 生活環境への負荷を増大させることが予想される変更
- 6 前項の事業計画変更届出書が提出された場合は、変更後の事業計画書について前条及び第1項から第3項までの手続を行うものとする。
- 7 知事は、事前協議において次に掲げる審査等を行う。
 - (1) 廃掃法等法令規則への適合に関して、県の要綱に基づく運用基準（産業廃棄物の処理の用に供する施設の維持管理に関する基準、産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準及び産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準）上の審査。
 - (2) 第1項の関係市町村長からの意見及び第3項の事業計画書提出者からの見解書の内容を踏まえ、次のアからウまでによる審査等。
 - ア 廃掃法における産業廃棄物処理業（変更）許可が必要な場合は、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを検討の上、許可に廃掃法第14条第1項の生活環境上の条件を付すかを判断する。
 - イ 廃掃法に基づく廃棄物処理施設に係る許可（設置・変更・譲受け（借受け））が必要な場合は、廃棄物処分に伴い生活環境の保全上の支障が生じる怖れがないかを検討する。更に施設設置及び変更に際しては、廃掃法第15条の2第1項第2号の許可要件への適合を検討するとともに、許可に廃掃法15条の2第4項の生活環境保全上の条件を付すかを判断する。
 - ウ 廃掃法における産業廃棄物処理業に係る変更届出が必要な場合は、イの場合を除き、廃棄物処分に伴う生活環境の保全上の支障が生じるおそれがないかを確認する。
- 8 知事は、協議の内容が適当であると認める場合は、事前協議終了通知書（別記第11号様式）を事業計画書提出者に交付するものとする。
- 9 知事は、前項の規定により協議が終了した場合は、関係市町村長に第3項の事業計画書提出者からの見解書の写しを添付の上、その旨を通知するものとする。

（工事完了等）

- 第22条 事業計画書提出者は、工事が完了した場合は、工事完了報告書（別記第12号様式）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の工事完了報告書には、次に掲げる書類等を添付するものとする。
 - (1) 工事の施行状況及びしゅん功後の状況を明らかにする写真
 - (2) 工事しゅん功図面（施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図の出来高図）
 - 3 事前協議者は、事業計画を中止する場合は、事業計画中止届出書（別記第13号様式）

を知事に提出するものとする。

(産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準)

第23条 産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造について、知事は、廃掃法等法令を遵守するために必要とする基準（以下「産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準」という。）を別に定める。

(自社廃棄物の処理施設の設置における事前確認)

第24条 産業廃棄物の処理の用に供する施設（産業廃棄物の処理を業として行わない事業者が自らの事業により生ずる産業廃棄物に限り処理するために当該事業場内に設置する施設で、産業廃棄物処理施設以外のものに限る。）で、知事が別に定めるものを設置しようとする者（別に定める施設に該当する処理能力を有していない施設を該当する処理能力に増強しようとする者を含む。）は、施設を設置する前に知事から事前の確認を受けるものとする。

2 前項の事前の確認を受ける施設は、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準において定める。

3 第1項の事前の確認では、自社処理施設に関する事前確認依頼書（別記第14号様式）に、前条の産業廃棄物の処理の用に供する施設の構造に関する基準において定める書類を添付し、知事に提出するものとする。

第5章 雑則

(提出部数)

第25条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、次の表のとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

番号	項目	提出部数
1	県外産業廃棄物搬入事前協議書	2部
2	県外産業廃棄物搬入届出書	2部
3	県外産業廃棄物処理実績報告書、県外産業廃棄物搬入届出に係る県外産業廃棄物処理実績報告書	2部
4	事業概要書、事業計画書及び事業計画変更届出書	3部に関係市町村数を加えた部数
5	工事完了報告書	3部
6	事業計画中止届出書	3部
7	自社処理施設に関する事前確認依頼書	3部

備考 提出部数には、副本を含む。

(書類の経由等)

第26条 この要綱の規定により知事に提出する書類又は知事から送付、通知及び交付す

る書類は、県外産業廃棄物の搬入に関する書類を除き、産業廃棄物の処理の用に供する施設の所在地を管轄する保健所長を経由するものとする。

(適用除外)

第27条 この要綱の規定は、熊本市の区域内においては適用しない。

(その他)

第28条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づき行われている手続については、この要綱施行の日から起算して3箇月の間（以下「移行期間」という。）は、従前の例によるものとする。

3 移行期間の満了日以降については、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により交付されている事前協議終了通知書その他の書類は、改正後の熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定により交付された事前協議終了通知書その他の書類とみなし、この要綱の施行の際現に改正前要綱の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後要綱の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表1 事業計画書添付書類

番号	添付書類
1	事業計画の概要を記載した書類
2	申請者が法人の場合は、定款又は寄付行為の写し（原本と相違無い旨記載し押印したもの）及び履歴事項全部証明書（法人登記）（写しも可）。 申請者が個人の場合は、住民票（本籍省略不可）（写しも可）及び登記事項証明書（登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人とする記録がないことの証明）（写しも可）） ※設置（変更）許可又は処分業に係る（変更）許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。
3	法施行規則第10条の5第1項第1号ロ（1）に規定する産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することを説明する書類： （財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施している講習会「処分課程」の修了証の写し ※原本確認を行う。 ※新規の場合は、新規講習会の修了証（申請日から5年以内に発行されたものに限る。）

	<p>※更新の場合は、更新講習会の修了証（更新日から2年以内に発行されたものに限る。）</p> <p>（ただし、新規申請にあたり、既に他の都道府県・政令市の許可を受けている場合は、更新講習会の修了証でも可）</p>
4	産業廃棄物の処理工程図その他処理の計画を記載した書類並びに処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
5	事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類
6	中間処理業で残さ物が生ずる場合は、残さ物の処分方法を記載した書類
7	中間処理施設、保管施設の一覧表
8	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所、事業場の付近の見取図（事務所等を中心に半径2キロメートル以内） ・当該施設の配置図（搬入経路を明記すること）
9	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の処理能力を明らかにする書類及び図面 ・事業の用に供する施設（保管施設を含む）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び設計計算書。最終処分場は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面、埋め立て処分計画を記載した書類、災害防止のための計画書、事業区域及び埋立に供する場所の測量図（測量士が作成した求積図又は丈量図）並びに隣接土地所有者（管理者）との敷地境界確認書。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・字図（公図の写し）に事業区域を枠囲み等で明示したもの ・処分施設（土地を含む。）の所有権又は使用权を証する書類（土地の登記事項証明書*^{1, 2}（全部事項証明書）、使用承諾書、貸借契約書等） <p>*1：地目が「田」「畑」となっているものに関しては、農地転用許可が確認できる書類を添付すること。</p> <p>*2：設置（変更）許可又は処分業（変更）許可が必要な事前協議の場合は、事前協議時点では3箇月以上経過した書類の写しでも可とする。</p>
11	産業廃棄物処理施設を使用し処分業を行う者は、技術管理者の資格を有する者の修了証の写し ※原本確認を行う。
12	申請者が県又は市の許可（当該申請に係る処理業、設置・変更許可）を受けている場合は、その許可証の写し
13	当該施設に係る廃掃法及び自動車リサイクル法並びに要綱における構造基準及び維持管理基準に対する対応状況を記載した書類
14	周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
15	当該事業に係る他法令の手續の必要の有無及び手續の状況を記載した書類

1 6	設計計算書（油水分離等）
1 7	事業計画書、収支見積書
1 8	標準作業書
1 9	前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面 （生活環境の保全に関する協定書の写し（締結している場合のみ）等）

注1 廃掃法に係る施設の場合は、番号1 6～1 8は不要

注2 自動車リサイクル法に係る施設の場合は、番号1、3、7及び1 1は不要

注3 優良産廃業者の場合、番号2、3、5及び1 1は省略できる。